

平成二十年三月十四日受領
答弁第一四五号

内閣衆質一六九第一四五号

平成二十年三月十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「竹島の日」を巡る韓国による遺憾表明に対する政府の対応に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「竹島の日」を巡る韓国による遺憾表明に対する政府の対応に関する再質

問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、北方領土問題及び竹島問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、必ずしも同様の対応とはなっていないものである。なお、政府として、それぞれの領土問題の経緯及び状況等について両者を比較し、両者にどのような違いがあるかについての認識を明らかにすることは、それぞれの問題の相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

二から四まで及び八について

政府としては、御指摘のコメントについて、御指摘の大使館を含め、大韓民国政府に対し改めて抗議等を行わなかったが、同国による竹島の不法占拠に関し、同国に対し累次にわたり抗議を行うとともに、我が国の立場を申し入れてきていること等から、同国政府に対し、我が国政府として同コメントを受け入れたとの誤解を与えたとは認識しておらず、また、我が国の国益を損ねたとは考えていない。

五について

例えば、平成十九年十二月十二日に行っている。

六について

御指摘の「粘り強い外交努力」については、確立された一般的な定義があるわけではないが、例えば、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、有効な方策を不断に検討しつつ、問題の平和的解決に努めていくことが、これに当たると考える。

七について

二から四まで及び八について述べたとおり、政府としては、大韓民国による竹島の不法占拠に関し、同国に対し累次にわたり抗議を行うとともに、我が国の立場を申し入れてきていること等から、御指摘のコメントについて改めて抗議を行わなかったことが、問題の平和的解決を図るため、今後とも粘り強い外交努力を行っていくとの方針に反するとは認識していない。